

【遵守事項】

DIGITAL CONTENT EXPO 2012 参加事業に関わる規約

(参加事業者によるスペースの使用権)

- ・シンポジウム、セミナー、出展等各参加事業者は、所定の期日迄に定める参加料金の入金を確認出来た時をもって、使用権を取得する。
- ・参加申請の後、キャンセルが生じた場合は、下記キャンセル料が課せられる。
 - お申込み～8月31日まで：参加費用の30%
 - 9月1日～9月30日まで：参加費用の50%
 - 10月1日以降：参加費用の100%

(出展スペースの使用期間)

- ・出展スペースの使用期間は2012年10月25日(木)午前9時から2012年10月27日(土)午後5時までとする。尚、会場での準備、撤収については別途協議する。

(参加事業者の事業譲渡等の禁止)

- ・事業の全部または一部を有償・無償問わず第三者に担保・譲渡・貸与もしくは参加事業者相互間で交換することは出来ない。

(参加事業の解除・変更)

- ・参加事業者が、各号いずれかに該当する場合、参加の解除・変更ができる。
 - (1) イベントの開催趣旨に反する恐れがあるものと認められる場合
 - (2) 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあるものと認められる場合
 - (3) 会場となる建物またはその設備に損害を与える恐れがあるものと認められる場合
 - (4) 集団的にまたは常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織、もしくはその関係者、又は事業内容が明確でない団体であるものと認められる場合
 - (5) 参加申込書に虚偽の記載をしていた場合
 - (6) 所定の期日までに所定の料金を振り込まない場合
 - (7) その他、イベント運営の管理、運営上支障があるものと認められる場合

(イベント開催の変更および中止)

- ・天災その他不可抗力等、事務局の責めに帰しえない原因によって、会期を変更または開催を中止することがある。
- ・前項により会期が変更となった場合、参加事業者は事前通知により、内容変更することが出来る。尚、これにより参加者に生じる障害等に事務局は責任を一切負わない。
- ・開催を中止する場合、催告なく参加解除することができる。これにより参加事業者が生じる損害等についての責任は、一切負わない。
- ・出展契約の解除または変更によって、既納の料金に減額が生じた場合には、その差額を返還する。

(主催事務局の管理と免責)

- ・会期および搬入出期間中、事務局は出展物をはじめとする会場全般の管理および保全について最善の注意を払い、イベントの円滑な運営に努めなければならない。尚、この実施に当たり、搬入出・展示及び実演等の中止・制限その他必要な措置を求めることが出来る。
- ・事務局は、天災その他不可抗力等、参加者の責めに帰し得ない原因によって生じる出展物・装飾物等の損害または盗難等についての責任を一切負わない。

(禁止事項)

- ・参加事業者は次の行為をすることは出来ない。
- 他の参加事業者や来場者ならびに主催事務局に迷惑となる行為を行うこと。

(協議)

- ・本規約に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、双方協議で決定する。

以上